定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十六年一月二十七日

東京都豊島区南池袋二丁目一五番三号

株式会社プロジェクトワイ

代表取締役　上田　典也

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十七日

兵庫県三田市溝口三六二番地

伏見株式会社

代表取締役　黒田　章雄

合併につき株券等提出公告

当社は、マキセ産業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十七日

大阪市西区土佐堀一丁目一番二一号

株式会社マキセコーポレーション

代表取締役　牧瀬　髙幸

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社南西楽園リゾートと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十七日

沖縄県宮古島市上野字宮国七八四番地一

株式会社南西楽園開発

代表取締役　髙橋　洋二

限定承認公告

本籍広島県安芸郡府中町八幡二丁目四一二七番地二、最後の住所東京都練馬区錦一丁目二二番一二号　被相続人　亡　**硤**合　喬之

右被相続人は平成二十五年十月二日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

東京都練馬区錦一丁目二二番一二号

相続財産管理人　**硤**合　京子

東京都中央区日本橋兜町七―一六日本橋兜町幸ビル三階りべる総合法律事務所

右代理人弁護士　舩木　秀信

限定承認公告

本籍新潟県上越市大字有間川六三五番地一、最後の住所新潟県上越市春日山町三丁目二二番地三六号くびき野二〇二号

被相続人　亡　村口　紀子

右被相続人は平成二十五年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十七日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

石川県小松市西町三番地　弁護士法人出口法律事務所

相続財産管理人村口準

代理人弁護士　杉本　隆

限定承認公告

本籍愛知県豊川市諏訪二丁目一五七番地二、最後の住所愛知県豊川市西塚町三丁目一〇番地の一レオパレス英二〇二号

被相続人　亡　島﨑佳世子

右被相続人は平成二十五年九月七日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十六日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

愛知県豊川市光陽町三三メイツ豊川二〇九

限定承認者　島﨑佐知子

愛知県豊川市中央通五丁目二一番地一ピュアビル二階桜並木法律事務所

右代理人弁護士　佐藤　典子

限定承認公告

本籍鳥取県倉吉市福積八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小谷　英行

右被相続人は平成二十五年十月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年一月九日鳥取家庭裁判所倉吉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

東京都練馬区錦一丁目二二番一二号

相続財産管理人　**硤**合　京子

東京都中央区日本橋兜町七―一六日本橋兜町幸ビル三階りべる総合法律事務所

右代理人弁護士　舩木　秀信

限定承認公告

本籍栃木県下野市笹原二四〇番地一、最後の住所栃木県下野市石橋五七六番地七

被相続人　亡　倉井　良治

右被相続人は平成二十五年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十日宇都宮家庭裁判所栃木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

長崎県長崎市中園町二〇番七―三〇二号

限定承認者　松山　美幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十二頁に掲載されています。

平成二十六年一月二十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

成田ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億八千八百万円減少し二千二百万円として、発行済優先出資総口数四万二百口のうち三万九千七百六十口を一口に対して金五万円をもって、有償消却（各優先出資者につき、保有優先出資口数に応じて按分した口数を消却）することとしました。消却に要する額は、十九億八千八百万円です。効力発生日は平成二十六年二月二十八日であり、臨時社員総会の決議は平成二十六年一月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は、平成二十五年十月四日付官報の号外第二一六号六十二頁に掲載されています。

平成二十六年一月二十七日

東京都中央区八重洲一丁目七番二〇号

インダストリアル八千代特定目的会社

取締役　佐々木秀一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十一億円（ただし、A号優先資本金につき金十一億円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号九十五頁に掲載されています。

平成二十六年一月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

相模原プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
二三	一	六	**第三条**	**第四条**

平成二十五年十二月十九日公布環境省令第二十四号（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

二ページ二段二二行目の次に次のように加える。

第二十一条第二号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第二項」に改める。

二ページ二段終りから一八行目の次に次のように加える。

第九条第一号及び第四号中「第二十三条第二項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改める。

二ページ三段一四行目の次に次のように加える。

第十三条第二号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十七日付第一六号六五年十一月二十六日付衆会

四ページ●同日付政府調達第一五号五六ページ●二十第一四号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）